

# 滝沢村放課後子どもプラン

～ 子ども達が安全・安心に過ごすことが出来る

地域ぐるみの居場所づくりをめざして ～



平成21年3月

岩 手 県 滝 沢 村

岩手県滝沢村教育委員会

～ もくじ ～

はじめに	P1
第1章 放課後の過ごし方	P2
1 子ども達の放課後の過ごし方	
2 村内の放課後活動分布状況	
第2章 プラン策定にあたって	P5
1 プラン策定の趣旨	
2 プランの期間	
3 プランの対象	
4 プランの位置付け	
第3章 プランの基本的な考え方	P7
1 基本理念	
2 基本目標	
第4章 主要施策と推進体制	P9
1 放課後児童クラブの実施状況	
2 放課後子ども教室の実施状況	
3 放課後マイスタディの実施状況	
4 推進体制	
5 連携方策	
資料編 参考資料	P18

はじめに

「放課後子どもプラン」とは、放課後や土曜日等の週末において、子どもの安全で健やかな生活の場、遊び場を確保し、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進するために取り組む事業をいいます。

(文部科学省「放課後子どもプラン推進のための連携方策」より)

～ 放課後や週末等の様々な活動を地域社会全体で推進します ～

生活の場	体験の場	遊びの場	学びの場	交流の場
生活指導、家庭との連絡等、生活の場を提供する活動	スポーツや文化活動等の体験活動	様々な遊びの機会に触れる活動（昔遊び等）	予習や復習・補習等の学習支援活動	地域の大人や異年齢の子ども達の交流活動

(文部科学省「放課後子どもプラン推進のための連携方策」より)

平成20年6月に実施した「※滝沢村放課後児童対策推進に関するアンケート調査」において、子ども達が放課後にしたいこととして、26%が「友達と遊びたい」と回答しています。また、「ゲームやパソコンで遊びたい」、「テレビやマンガを見たい」と回答した割合も高い結果となりました。

保護者が放課後の活動に対して重視していることは、「子どもを危険から守る安全管理体制」が36%と最も高い回答となっています。

子ども達が過ごしている現在の社会環境は、交通量増加に伴う道路景観の変化、声掛け事案等の不審者問題、突発的な自然災害と危険も多く潜んでいます。子ども達の遊び方や過ごす場所は時代とともに変化していますが、その変化は社会環境の変化によるものであり、子ども達の本質は昔も今も変わっていません。

私たち地域社会は、現在の子ども達が過ごす社会環境の状況を確認、見極め、単に児童施設の充実や事業の拡大のみを図ることだけではなく、安全に最大限配慮しながら、子ども達が元気に、のびのびと過ごせる放課後の取り組みを展開していくことが大切です。

※「放課後児童対策推進に関するアンケート調査結果」は本プランの参考資料編に掲載しています。

## 第1章 放課後の過ごし方

### 1 子ども達の放課後の過ごし方

子ども達の過ごし方の実態を把握するため、平成19年6月に村内小学校の全児童調査を実施しました。(図1:「滝沢村の子ども達の放課後」参照)

放課後の過ごし方の活動状況を見ると、「生活の場」、「体験の場」、「遊びの場」、「学びの場」、「交流の場」と様々な放課後の活動に触れる機会があります。また、村が主要施策として推進する、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」、「放課後マイスタディ」の事業のほかにも、地域主導で、生涯スポーツ、芸術文化、郷土芸能と幅広い分野で活動が展開されています。安全対策の面では、地域支援による登下校中の子ども達を見守る「スクールガード」や青少年の健全育成、防犯の観点からの村少年補導員による「定期巡回活動」も行われており、子ども達の放課後の健全な環境づくりは、地域の活力、教育力に大きく支えられています。

#### 【その他の過ごし方】

地域活動(子ども会活動、ボランティア活動)／習い事(学習塾等)／道草、寄り道等

### 2 村内の放課後活動分布状況

放課後や週末における各種活動の図(図2:「滝沢村内放課後活動及び週末活動の状況」参照)から活動の分布状況を見ると、各地域で様々な放課後活動や週末活動が行われていることがわかります。特に公共施設(社会体育施設)が点在する周辺地域の活動が充実しています。生涯スポーツ活動に関しては、学校施設(校庭・体育館)を利用するケースが多く、芸術文化活動は公民館、社会教育施設、地区集会場を利用するケースが多い傾向です。平日から土曜日等の週末も活動をしていることから、こうした既存の活動も放課後児童対策の一環として位置付けることができるものと考えています。

活動における公共施設の拠点としては、滝沢総合公園体育館、東部体育館、滝沢ふるさと交流館、滝沢村公民館が大きな活動拠点となっています。また、北部コミュニティセンターや勤労者体育センター、篠木地区多目的研修センターでもスポーツを中心とした活動に広く利用されています。

図 1

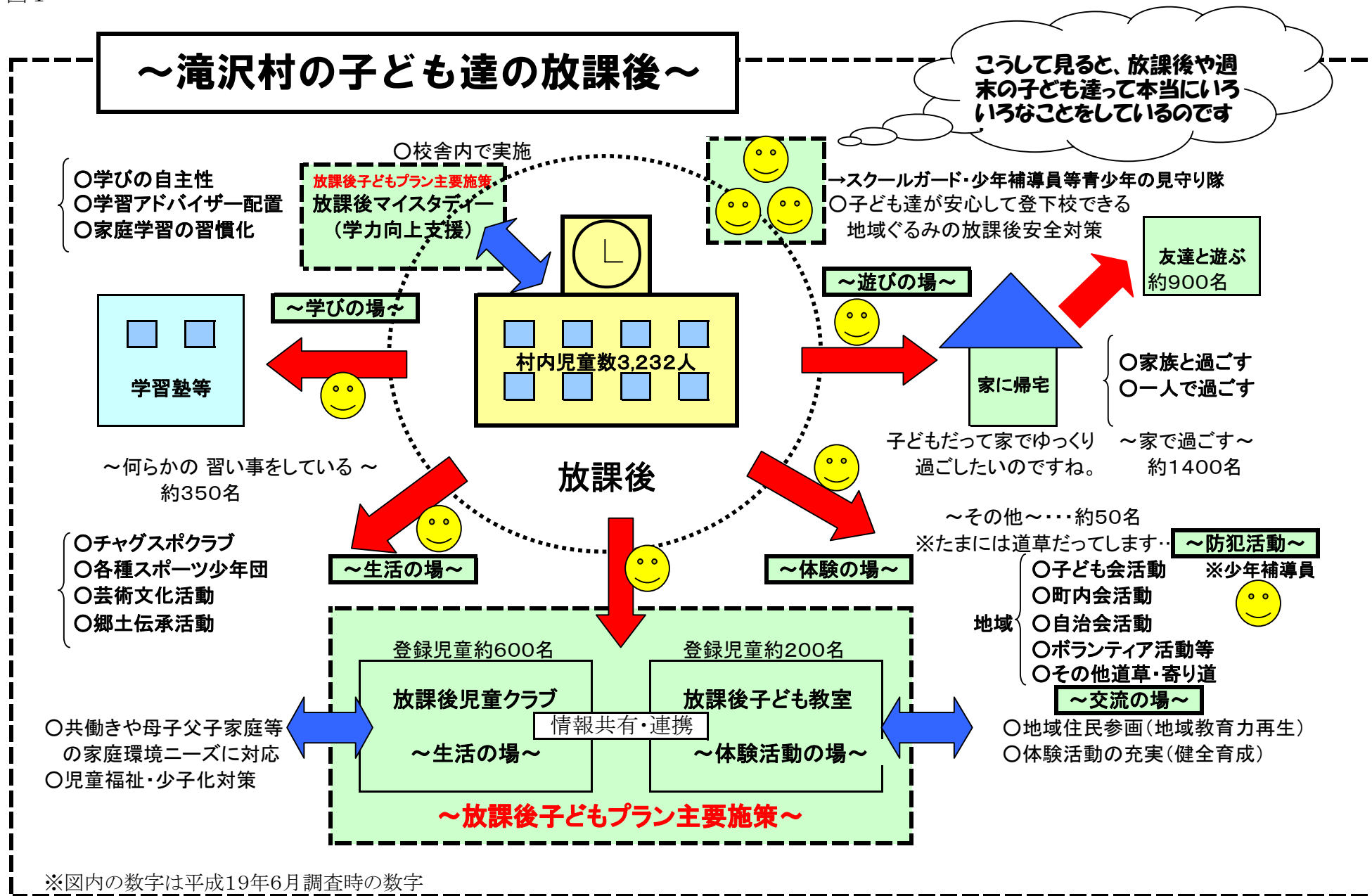



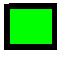

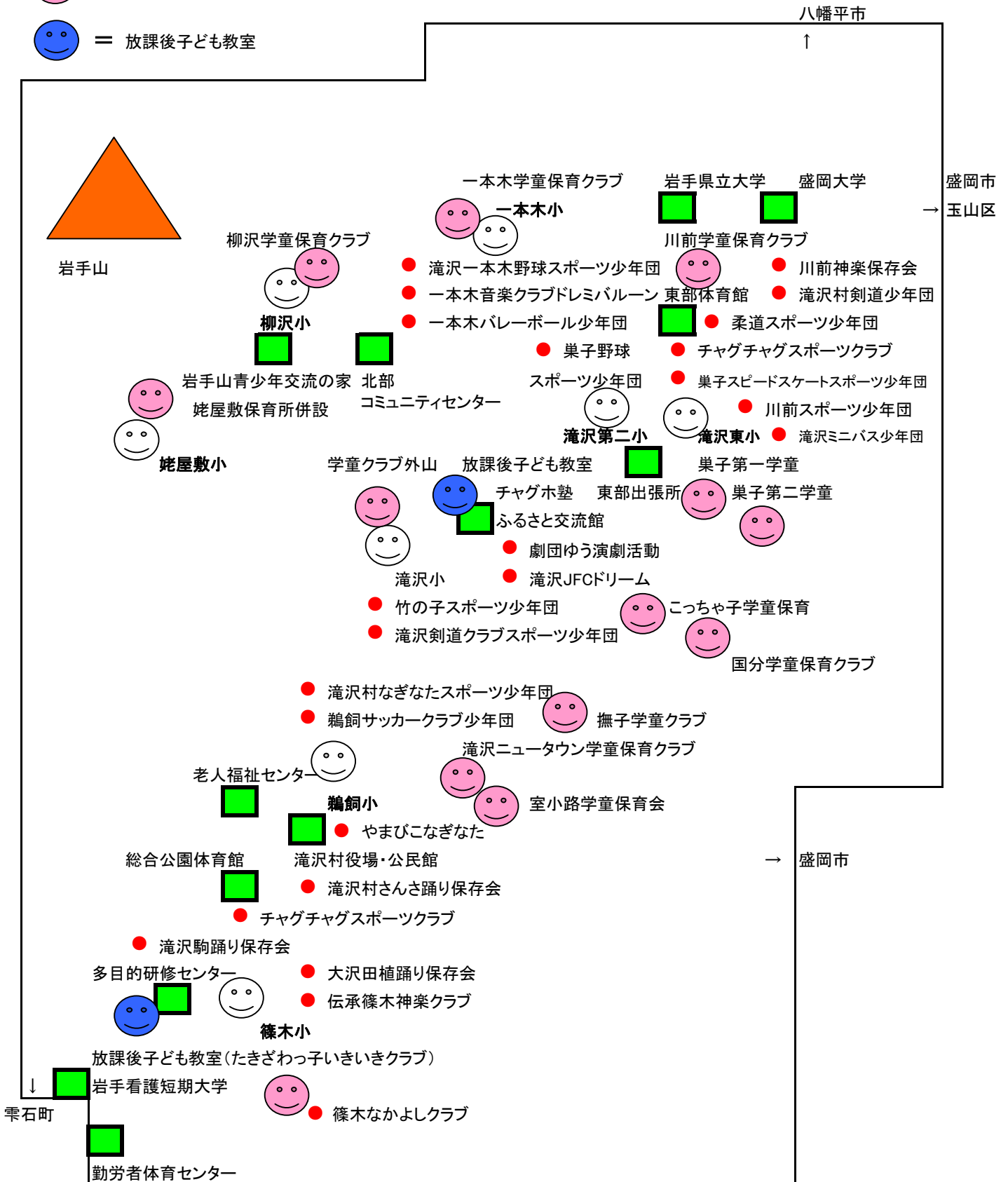


図2 滝沢村の放課後及び週末活動の状況(小学生対象の放課後活動)

-  = 村立小学校
-  = 放課後児童クラブ(学童保育)
-  = 放課後子ども教室
-  = 村内公共施設・体育施設・教育関連機関等
-  = 各種放課後及び週末活動



## 第2章 プラン策定にあたって

### 1 プラン策定の趣旨

近年、放課後の帰宅児童を狙った凶悪事件や犯罪が社会問題化し、子ども達を取り巻く家庭や地域の教育力の低下等が指摘されていますが、一方では地域住民や青少年育成関係者が地域や学校等の行事に協力しようという活発な動きも見られています。

こうした状況の中、文部科学省と厚生労働省が連携し、子ども達が安全・安心に過ごすことの出来る子ども達の放課後の居場所づくりを地域社会全体で推進するため、平成19年度から「放課後子どもプラン」を実施しています。

岩手県においても「放課後子どもプラン実施方針」を示し、推進協議会の設置や合同研修会の開催により、活動の推進を図っています。

本村では、放課後児童対策に関する運営委員会を設置し、放課後児童対策に関する情報共有や意見交換の場として定期的を開催します。また、様々な放課後活動の情報を整理し、地域社会全体が連携・協力を図る契機とするとともに、安全・安心に過ごすことが出来る子どもの居場所づくりを目指して、総合的な放課後児童対策に関する推進プランを策定します。

### 2 プランの期間

第5次滝沢村総合計画の分野別計画である「次世代育成支援滝沢村行動計画」、「第2次滝沢村生涯学習推進計画」の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間であり、平成21年度に前期計画が見直されます。

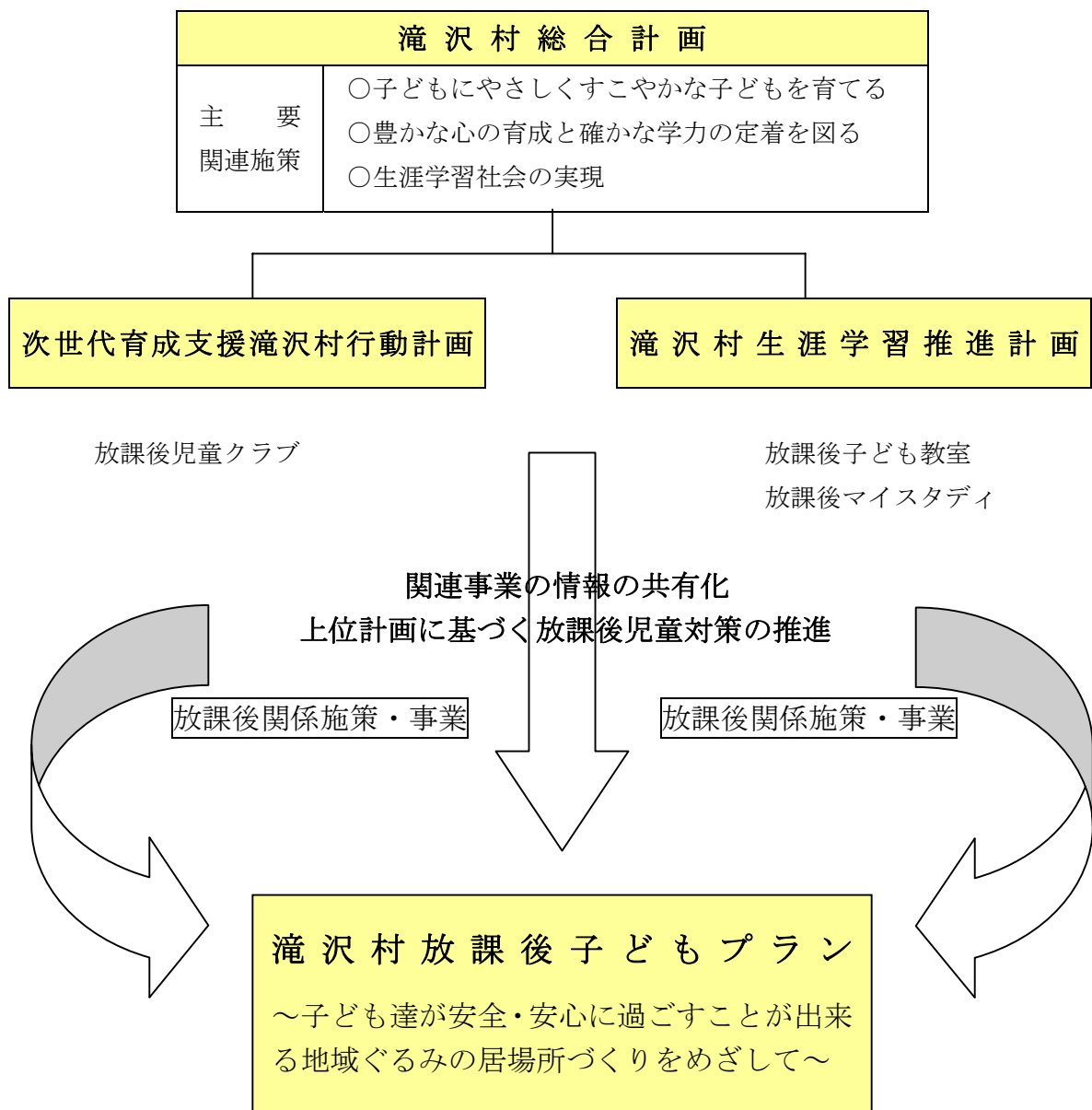
これらを受け、平成21年度から平成26年度までの6年間を本プランの期間とし、平成21年度中に上位計画に応じて必要な直しを行なうものとします。

### 3 プランの対象

滝沢村内の小学校に就学する全児童を対象とします。また、家庭、地域、関係団体等、放課後児童対策に関係する全ての方をプランの対象としますが、事業により対象年齢や学年等を限定している場合は当該事業・活動の規定等に準ずることとします。

#### 4 プランの位置付け

本プランは、国の『「放課後子どもプラン」の推進について』の基本的な考え方に基づき、村の「第5次滝沢村総合計画」の分野別計画である、「次世代育成支援滝沢村行動計画」、「第2次滝沢村生涯学習推進計画」における放課後関連施策及び事業を推進するための総合的な放課後児童対策プランとして位置付けるものとします。





## 第3章 プランの基本的な考え方

本プランは、放課後や週末における子ども達が健やかに育まれる、安全・安心な居場所づくりを地域社会全体で推進することをねらいとしています。地域社会それぞれの役割を考え、意識し、子ども達の放課後の有り方、過ごし方に関心を持つことが活動推進の第一歩です。

### 1 基本理念

本村における放課後児童総合対策の目指す方向性として、基本理念を次のとおりとします。

「放課後や週末等において滝沢村の子ども達が

安全・安心に過ごすことのできる地域ぐるみの居場所づくり」

### 2 基本目標

本村が策定している分野別計画の次世代育成支援滝沢村行動計画、滝沢村生涯学習推進計画で示す放課後児童対策に関連する基本戦略、主要施策に基づき、次の3つを基本目標に掲げ、総合的な関連施策の展開を図ります。

#### (1) 子育て家庭を支援する環境づくり

主として、留守家庭児童の居場所づくりを推進します。

#### (2) 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり

全児童を対象とした放課後の居場所づくりを推進します。

#### (3) 地域社会の教育力の充実と地域社会全体で子どもを育む環境づくり

地域ぐるみで放課後児童対策を推進する体制づくりと充実を図ります。

## 滝沢村放課後子どもプラン

### 基本理念

放課後や週末等において滝沢村の子ども達が  
安全・安心に過ごすことの出来る地域ぐるみの居場所づくり



### 基本目標

#### 基本目標1

子育て家庭を支援  
する環境づくり

#### 基本目標2

子どもが明るく心  
豊かに育つ環境づ  
くり

#### 基本目標3

地域社会の教育力の  
充実と地域社会全体  
で子どもを育む環境  
づくり



### 主要施策

～ 3つの基本目標から下記主要施策の推進に努めます～

放課後児童クラブ

放課後子ども教室

放課後マイスタディ

### その他の施策・推進活動

放課後児童対策に関する各種活動  
(施設整備・情報整理・安全管理)

## 第4章 主要施策と推進体制

### 1 「放課後児童クラブ」の実施状況

#### (1) 実施の目的

放課後児童クラブは児童福祉の観点から、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後の時間や授業の終了後、休校日等に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。

#### (2) 開設数（平成20年4月時点）

滝沢村内の小学校8校中、7学校区に放課後児童クラブが開設されています。姥屋敷小学校区は、保育所内に児童の受け入れ体制があり、実際には村内の全小学校区に生活の場を提供する放課後児童対策が実施されています。

現在開設している放課後児童クラブの中には、老朽化が進んでいる施設や、今後、分割が必要とされる大規模クラブもあることから、施設状況と地域の実情に応じながら、放課後児童クラブの施設整備を段階的に図ります。

小学校名		放課後児童クラブ名		登録児童数	全校児童数	登録率	備考(※2)
1	篠木小学校	①	篠木なかよしクラブ	80人	444人	18%	大規模
2	滝沢小学校	②	滝沢学童保育クラブ外山	81人	830人	19%	大規模
		③	滝沢学童保育クラブ国分	45人			
		④	こっちや学童保育クラブ館	34人			
3	滝沢第二小学校	⑤	巣子学童保育クラブ第一	96人	556人	26%	大規模
		⑥	巣子学童保育クラブ第二	51人			
4	鵜飼小学校	⑦	滝沢NT学童保育クラブ	91人	808人	20%	大規模
		⑧	室小路学童保育会	26人			
		⑨	撫子学童クラブ	46人			
5	一本木小学校	⑩	一本木学童保育クラブ	25人	157人	16%	
6	姥屋敷小学校		(※1) 姥屋敷保育所	※3人	25人	12%	
7	柳沢小学校	⑪	柳沢学童保育クラブ	20人	39人	51%	
8	滝沢東小学校	⑫	川前学童保育クラブ	67人	351人	19%	
合計				665人	3,240人	20%	

(※1) 「小規模クラブ」の基準5名に達していません。

(※2) 71人以上の登録児童数のクラブを「大規模クラブ」としています。(厚生労働省：放課後児童クラブガイドライン)

(3) 事業内容

放課後及び学校の休校日において適切な遊び及び生活の場を提供しています。

(4) 運営形態

実施主体は村ですが、運営は父母会又は社会福祉法人が行っています。

(5) 開設日数

各クラブによって開設日数は異なりますが、平均で年間約290日～300日開設しています。

(6) 指導員の配置

「放課後児童クラブ」では活動時に、常勤の指導員を配置しており、子ども達に適切な遊び及び生活の場を提供することを目的として、安全に配慮しながら運営を図っています。

2 「放課後子ども教室」の実施状況

(1) 実施の目的

「放課後子ども教室」は、放課後の時間や週末に、子ども達が安全にかつ安心して様々な体験活動ができるよう、地域住民の参画を得ながら取り組みを推進していた「地域教育力再生事業地域子ども教室」を前身とする事業です。

「放課後子ども教室」は、小学校のすべての児童を対象にして、放課後の時間や週末における児童の居場所を確保することを目的として、子ども達が安全にかつ安心して自由に勉強をしたりのびのびと遊んだりできるように、地域ぐるみで行っている活動です。

「放課後子ども教室」については、今後、保護者の放課後の時間における託児ニーズが益々高まることが予想されることから、限られた財政状況の中で継続的整備が求められる「放課後児童クラブ」の補完的な役割を担っていくことも視野に入れて、放課後児童対策の関係者が福祉部局や教育部局と緊密に連携して、情報を共有しながら活動を展開していきます。

(2) 開設数（平成20年4月時点）

滝沢村内の小学校8学区中、2学区に放課後子ども教室が開設されています。

教室名	運営組織	対象 学校	放課後子ども教室登録児童数						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
① チャグホ塾	NPO 法人 劇団ゆう	滝沢小	28	39	31	13	1	0	112
② たきざわっ子 いきいきクラブ	財団法人 滝沢村体育協会	篠木小	9	5	7	7	0	0	28
合計			37	44	38	20	1	0	140

(3) 事業内容

学校の授業終了後から自宅に帰るまでの時間を様々な活動を体験しながら過ごします。開設時間は概ね午後3時から午後5時までです。

①チャグホ塾

NPO 法人劇団ゆうが運営しており、体験活動の中でも、芸術文化に関する体験活動が充実しています。

（主な活動例）

読み聞かせ、ミュージカル、ひも細工、俳句、料理、自然探訪等

②たきざわっ子いきいきクラブ

財団法人滝沢村体育協会が運営しており、体験活動の中でも、生涯スポーツに関する体験活動が充実しています。

（主な活動例）

スポーツ、ニュースポーツ、ゲームレクリエーション、自然観察会等

(4) 運営形態

実施主体は村ですが、運営は民間の団体・組織が行っています。

(5) 開設日数（平成20年度4月時点）※年度途中で変更する場合あり。

チャグホ塾 年間 120日 ～ 130日

たきざわっ子いきいきクラブ 年間 60日 ～ 80日

(6) コーディネーターの配置

本村では、「放課後子ども教室」にコーディネーターを配置しています。コーディネーターは、学校や行政機関、放課後児童クラブとの連絡調整を図るほか、活動内容やボランティアの確保等、事業の運営方法を検討・実施します。

(7) 安全管理員の配置

「放課後子ども教室」では活動時に、地域住民や運営組織・団体等の支援ボランティアからなる安全管理員を配置し、活動中の子ども達の安全に配慮しながら活動を図ります。

(8) 安全管理マニュアル作成

平成19年5月に村教育委員会が作成した「放課後子ども教室安全管理マニュアル」を放課後子ども教室開設団体に配布しています。また、開設団体でも独自の安全マニュアルや、緊急時連絡網等を整備し、子ども達が安全・安心に過ごすことが出来るように取り組んでいます。

3 「放課後マイスタディ支援事業」の実施状況

(1) 実施の目的

「放課後マイスタディ支援事業」は、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るために、すべての小・中学校において、希望する児童生徒を対象にして実施している事業です。参加した児童生徒は、教員OB等の学習支援員やラーニングサポーター（大学生学習支援員）の支援を受けながら、学校毎に設定している曜日の放課後の時間に、約1時間程度の自主的な学習をすることにより、家庭学習の進め方などを身に付けることができます。

児童生徒が基礎的・基本的事項を確実に身に付け、学習に対する意欲が向上していくという効果が期待されます。

(2) 開設数

滝沢村内の小学校及び中学校全ての学校で開設しています。（12校）

(3) 事業内容

参加した児童生徒は、教員OB等の学習支援員やラーニングサポーター（大学生学習支援員）の支援を受けながら、学校毎に設定している曜日の放課後の時間に、約1時間程度の自主的な学習をすることにより、家庭学習の進め方などを身に付けることができます。

(4) 運営形態

実施主体は村ですが、運営は学校毎に行っています。

(5) 開設日数

各学校によって開設する曜日、時期は異なりますが、週2～3回実施しています。

(6) 学習支援指導員の配置

「放課後マイスタディ」では活動時に、教員OBやラーニングサポーター（大学生学習支援）による学習支援指導員を配置し、授業の学習内容の理解向上と家庭学習の習慣化が図られるよう活動を推進します。

#### 4 推進体制

(1) 放課後子ども教室運営委員会の設置

① 運営委員会設置の目的

総合的な放課後児童対策に関する情報交換、各種事業の検証、評価等を協議・検討する場として設置します。

② 運営委員会の構成

放課後児童対策関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、学校関係者、警察、行政等の委員で構成します。

③ 運営委員会の役割

- ・放課後児童対策に関する意見、要望等を提案すること
- ・放課後児童対策の実践活動に対する助言指導
- ・関係機関等との情報交換

④ 運営委員会の開催

必要に応じて運営委員会を開催し、各種放課後児童対策に関する情報交換や、主要施策の進捗状況報告を行い、分野別の放課後対策の情報共有を図ります。

(2) 合同研修会等の積極的参加

岩手県が主催する放課後子どもプランに関する各種共通研修会等に積極的に参加し、活動内容の情報を共有するとともに、国や県の動向に注視しながら、本村の放課後子どもプランを推進します。

## 5 連携方策

### (1) 福祉部局、教育部局等の行政機関の連携・協力

#### ①放課後児童対策ワーキンググループ会議の設置

福祉部局と教育部局等の関連部局が連携、情報共有し、放課後児童対策に関する事業検証・評価等の協議・検討する場として、庁内に放課後児童対策に関するワーキンググループ会議を設置します。

### (2) 家庭との連携・協力

#### ①活動の情報発信

放課後子どもプランを推進するにあたっては、家庭の理解と協力が欠かせません。そのために、滝沢村の放課後活動に関する情報を広く周知する必要があることから、広報や学校配布、公共施設のインフォメーションの活用等、様々な周知方法を考えながら、活動の情報発信に努めます。

### (3) 地域との連携・協力

#### ①登下校スクールガード（安全対策）の実施

近年、登下校中に不審者によって幼い子ども達の命が奪われるなど、痛ましい事件・事故が発生しています。このことを踏まえ、子ども達が安心して通学できるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携・協力しながら、スクールガードを組織し、安全・安心な登下校の環境を目指すため、地域社会全体で取り組みます。

#### ②地域青少年育成等の団体の育成・援助

放課後の活動に限らず、子ども達の様々な活動を支援するためには、地域の人材個々の協力はもちろん不可欠ですが、PTA 組織、子ども会組織、少年補導員等、地域に根ざした青少年育成組織・団体の協力は大きな存在です。放課後児童対策に限定した組織の育成・援助だけではなく、既存の様々な青少年育成組織の育成・援助を継続的に図ることにより、人材の共有や、指導者養成の観点からも、放課後児童対策を含めた総合的な青少年対策推進に繋がるものと考えています。

### (4) 学校との連携・協力

#### ①学校と事業管理者等との情報共有

放課後子どもプランの実施に当たっては、児童の様子や下校時間の変更に対応できるように、学校と各種放課後事業管理者等との間で情報共有を行い、安全・安心に子ども達が放課後を過ごすことが出来るよう、十分な連携・協力を図ります。



## ②学校諸施設の活用について

本村が実施する放課後児童対策に関する主要施策のうち、「放課後マイスタディ」が小学校の校舎内で実施されています。今後、「放課後児童クラブ」、「放課後子ども教室」においても、図書室や体育館等、学校諸施設を活用する場合は、学校教育に支障が生じないように、学校毎の施設状況に応じた活用を図ります。

## (5) 活動者間の連携・協力

### ①放課後児童対策関連情報の共有化

放課後や週末等に行われている様々な取り組みは、活動分野が多岐に渡るため、活動の情報を出来るだけ一つにまとめ、活動者間の情報共有に努めます。



滝沢村放課後子ども教室  
「たきざわっ子いきいきクラブ」  
(流しそうめん体験活動)



滝沢村放課後子ども教室  
「チャグホ塾」  
(料理教室)

滝沢村放課後児童対策関係事業（村主管主要施策）

表 1

	項目	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業 (子どもの居場所づくり)	放課後マイスタディ支援事業 (学力向上支援対策)
①	主管課	滝沢村健康福祉部 子育て支援課	滝沢村教育委員会事務局 生涯学習課	滝沢村教育委員会事務局 学校教育課
②	事業 キーワード	留守家庭児童の生活の場	放課後や週末等の体験活動	家庭学習の習慣化
③	事業趣旨	授業の終了後及び休校日に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る。 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。	放課後や土曜日等の週末に子ども達が安心・安全に様々な体験活動等を通し過ごすことの出来る居場所づくり活動を地域の方々の参画を得て推進する。	「放課後マイスタディ支援事業」は、児童生徒の家庭学習の習慣化を図るために、すべての小・中学校において、希望する児童生徒を対象にして実施している事業です。 児童生徒が基礎的・基本的事項を確実に身に付け、学習に対する意欲が向上していくという効果が期待されます。
④	事業内容	放課後及び休校日（長期休業中、土曜日）における生活の場の提供。	自然体験、伝承活動、文化・芸術活動、スポーツレクリエーション、創作活動ほか	参加した児童生徒は、教員OB等の学習支援員やラーニングサポーター（大学生学習支援員）の支援を受けながら、学校毎に設定している曜日の放課後の時間に、約1時間程度の自主的な学習をすることにより、家庭学習の進め方などを身に付けることができます。
⑤	設置学校区	【設置数】 8 学校区 13ヶ所 篠木小学校 1ヶ所 鵜飼小学校 3ヶ所 滝沢小学校 3ヶ所 滝沢第二小学校 2ヶ所 滝沢東小学校 1ヶ所 柳沢小学校 1ヶ所 一本木小学校 1ヶ所 姥屋敷小学校 1ヶ所 (※姥屋敷小は保育所併設)	【設置数】 2 学校区 2ヶ所 篠木小学校 (いきいきクラブ) 1) 篠木多目的研修センター 財団法人滝沢村体育協会  滝沢小学校（チャグホ塾） 2) 滝沢ふるさと交流館 NPO法人劇団ゆう運営	【設置数】 すべての小・中学校（12校）

表 1—2

	項目	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業 (子どもの居場所づくり)	放課後マイスタディ支援事業 (学力向上対策)
⑥	運営形態	父母会及び社会福祉法人 (但、実施主体は村)	組織(団体)運営 (但、実施主体は村)	各学校(但、実施主体は村)
⑦	補助金	無・・・(但、委託料の支払いは 有り)	有・・・(国、県、村がそれぞ れ 1/3 負担)	有(村単独)
⑧	実施期間	昭和55年以降通年	平成19年～平成21年 概ね3ヶ年を一区切りとし て事業を実施予定	平成19年度以降
⑨	関係法規 根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童健全育成事業実 施要綱(厚生労働省)</li> <li>岩手県放課後児童健全育成 支援事業実施要綱(岩手県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後子ども教室推進事 業等実施要綱(文部科学 省)</li> <li>放課後子ども教室推進事 業補助金交付要綱(岩手 県)</li> <li>滝沢村放課後子ども教室 推進事業補助金交付要綱 (滝沢村)</li> </ul> ※ 平成19年5月10 日告示第106号	なし
⑩	第5次滝沢村 総合計画との 関連 (基本施策)	4—2 子どもにやさしくすこやかな 子どもを育てることを目指し ます	9—1 生涯学習社会の実現を目指 します	8—1 豊かな心の育成と確かな学力 の定着を図ります
⑪	その他	村内設置 100% (8校/8校)	村内設置 25.0% (2校/8校)	村内設置 100% (8校/8校)